

環境審査顧問会風力部会（オンライン会議）

議事録

1. 日 時：令和8年3月16日（月） 13時30分～14時40分

2. 出席者

**【顧問】**

阿部部会長、岩田顧問、岡田顧問、兼保顧問、河村顧問、小島顧問、佐藤顧問、鈴木靖顧問、仲敷顧問、町田顧問

**【経済産業省】**

小西環境審査担当補佐、木全環境審査担当補佐、中村環境審査係長、植田環境審査係長、松本環境影響評価担当

3. 議 題：（1）環境影響評価方法書の審査について

①コスモエコパワー株式会社（仮称）下北ウィンドファーム事業  
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見の概要説明

（2）環境影響評価準備書の審査について

①東急不動産株式会社（仮称）宮城気仙沼風力発電事業  
準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、宮城県知事意見、岩手県知事意見、環境大臣意見の概要説明

4. 議事概要

（1）開会の辞

（2）環境影響評価方法書の審査について

①コスモエコパワー株式会社「（仮称）下北ウィンドファーム事業」  
方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見についての質疑応答を行った。

（3）環境影響評価準備書の審査について

①東急不動産株式会社「（仮称）宮城気仙沼風力発電事業」  
準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、宮城県知事意見、岩手県知事意見、環境大臣意見についての質疑応答を行った。

（4）閉会の辞

## 5. 質疑応答

### (1) コスモエコパワー株式会社 「(仮称) 下北ウィンドファーム事業」

<方法書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、青森県知事意見の概要説明>

○顧問 それでは、1件目、(仮称) 下北ウィンドファーム事業、環境影響評価方法書の審査に入りたいと思います。方法書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見、どこからでも構いませんので、御質問、御意見ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。よろしく願いいたします。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私からは、1点、補足説明資料の累積的影響の対象事業、No.39についてお願いします。補足説明資料を表示していただけますでしょうか。No.39では累積的影響の対象事業についてお聞きしました。具体的な準備書以降の手続でお示しいただくということで結構なのですが、ここで幾つか確認しておきます。方法書本体の25ページの方に周辺の事業を計画しているものの一覧があります。その中で、手続段階が評価書、方法書、配慮書、準備書、いろいろあるのですが、ここで具体的に評価書あるいは準備書で風車の諸元がはっきりしているものを対象とされると思うのですが、そういう考え方で整理されているということによろしいのでしょうか。

○事業者 コスモエコパワーと申します。累積的な評価の考え方に関しましては、今御説明いただいたとおりで検討を進めていく予定でございます。

○顧問 そこで、さらにもう少しお聞きすると、例えば、騒音とか振動、あるいは風車の影について、ここにある全ての事業を対象とするのか、あるいは、例えば、本事業の対象地域の外れから何km以内のものを対象にするとか、その辺の線引きのようなものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○事業者 アセスメントを担当させていただいています、東洋設計と申します。対象範囲としては、本事業が影響を及ぼす範囲を一応対象範囲にしたいと考えておりまして、各項目、例えば、風車の影だと、ブレード先端までの高さの10倍というのが一応目安になっていますので、各項目ごとに影響範囲を抽出しまして、その中に含まれている事業とさせていただきます。予定でございます。

○顧問 分かりました。そうすれば、準備書の方では、例えば、風車の影の10倍の範囲で影響のあるところから絞り込んで選定したとか、そういう具体的な選定の仕方も書いていただくようによろしく願いします。以上です。

○事業者 はい、承知しました。

○顧問 ありがとうございます。関連しますので、方法書の26ページ、開いていただけますか。今は、恐らく一般的なお話として諸元の決まった風車について累積的影響を行う、それはそれで影響予測としては結構なのですけれども、こちら見ていただくと、今、赤と青の点線が風力発電の想定範囲、赤が対象事業実施区域だと思いますが、この範囲に入り込んでしまっているのが小田野沢Ⅲ、それから隣接してあるのがむつ風力発電事業です。まず、隣接している事業はかなり一体的な感じにくっついてしまっていますし、完全に重なっているものもあると思います。小田野沢Ⅲと両方実施するというのはほぼ無理で、両方で分け合っというのも少し考え難いのですが。向こうは配慮書段階で、こちらが方法書段階ですか、いわばほぼ同時に進んでいると思いますけれども、その辺りは何か調整されているのでしょうか。

○事業者 コスモエコパワーから回答いたします。まず、赤色の隣接事業者、それから、エリアが重複している緑色の方の事業者に関しましても、どちらも事業者同士で協議など調整を行っております。特に重複している方に関しては事業者さんと協議を重ねておまして、風車の場所などが重ならないようにといったところの検討を進めながら、今調整をしているところでございます。

○顧問 それから、それに関連すると、もう一つ気になるのが、ここは、補足説明資料でお聞きしていると思うのですが、青森県の共生区域でしたか。

○事業者 はい。No.13で御質問いただいているとおり、共生条例の中の保全区域に設定されております。

○顧問 そうですね。保全区域に設定されているということで、下北半島の中央部辺りにかなり広く広がっていて、その中の一部については、確かに保全区域にありながらも、共生区域として風車を建ててもいいだろうという場所も出てくるとは思うのですが。これだけたくさんの風車計画が出てくると、果たして本当にこれを全部、保全区域であったものを共生区域に移行してしまうのが現実的に可能なのか。そうすると保全区域が全く意味のないものになってしまうのではないかと思うのですが、その辺りは、青森県さんと協議されているのかということと、他の事業者とこれだけ累積していることについては、県から何か言われていないのかというのは非常に気になるところです。その辺りいかがでしょうか。

○事業者 コスモエコパワーから回答いたします。御指摘のとおり、保全区域からの共

生区域への移行に関しましては、むつ市様、それから東通村様の農山漁村再生可能エネルギーに基づく協議会の中で協議をさせていただくこととなりますので、現時点で、もちろん、共生区域化できるということが道筋としてあるわけではないのですが、地元の皆様としっかり協議をしながら、そういった区域化に向けて手続を踏んでいきたいと考えております。また、もう一点の、これだけ他事業者さんと事業のエリアが隣接もしくは重複しているという点につきましても、地元の皆様からも、しっかり事業者同士で協議をしてほしいとは御意見をいただいております、それにのっかって事業者同士でもしっかり協議を重ねているところでございます。

○顧問　できれば、協議会があって、保全区域から一部共生区域へ移行するという流れがあるのではあれば、同時並行に進めている他の事業者さんとまとまって行動を取っていただかないと。ばらばらに計画が出てくると、地元からはかなり不信感というか、なかなか先に進みにくくなるのではないかという気もいたしますので、その辺りは他の事業者さんと十分連絡を取り合って進めていただきたいと思います。また、それが分かれば、協議会によって共生区域へと移行したということは、準備書の方にそのプロセスも含めてきちんと書き込んでいただきたいと思いますので、その辺りはいかがでしょうか。

○事業者　ありがとうございます。御意見いただいたとおり、地元の皆様に御迷惑をおかけしないように、きちんと事業者同士で連携を取りながら、こういった協議会の場は特に進めていきたいと思っております。また、最終的に無事に共生区域化できた際にも、その検討のプロセスをしっかりと準備書の中に記載をさせていただきます。

○顧問　よろしく願いいたします。では、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。動物関係の先生、お願いいたします。

○顧問　知事意見についてコメントさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。青森県知事意見の各論の(3)の動物に関してです。動物に関して、青森県知事意見でかなり細かく意見が出されておりますので、それぞれ御対応いただけるとは思いますが、私からは2点。まず、オのところで、希少猛禽類、ガン、ハクチョウ類など渡り鳥の移動経路について等指摘されておりますけれども、こういった渡り鳥、ウミワシ類だったりガン類、ハクチョウ類、そのほか陸生の小鳥類等、それぞれ渡りのシーズンが多少ずれますので、春と秋、それぞれの渡りの季節に調査をされると思いますが、できるだけ適切な時期を選んで、こういった様々な種類の渡り鳥をきちんとカバーできるような調査時期を設定していただければと思います。それが1点です。もう1点、下北半島では、文献等で調べて御

承知かとは思いますが、本州の中ではオジロワシの過去に繁殖記録がある場所が比較的近いので、過去に繁殖記録があるのは六ヶ所村なのですけれども、今回の事業地域から少し距離はありますけれども、そういう特性のある地域ですので、そういうことも念頭に置いて希少猛禽類の調査等進めていただければと思います。以上です。

○事業者 ありがとうございます。御指摘の点を踏まえて検討を進めてまいります。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 補足説明資料の6ページ、騒音関係の先生から御質問があった部分なのですが、工事用車両、あるいは資材搬入ルートを新たに示していただいた形になっていると思いますが、工事そのものは山の尾根の方で行われるわけですけれども、大型資材の搬入は大体大きな長いトレーラーでやってきて、山の近くで比較的小型の車両に積み替えるという形で行われることが多いと思います。そういう場所は大体山から離れた、比較的人家が近くにある場合が多いですので、まだこの段階で場所は決まってないと思うのですが、資材積替え場所が、計画が進んでいく中で分かってきましたら、示していただくとともに、その近くにもし人家がありましたら、二酸化窒素の短期評価を行っていただきたいと思います。以上です。

○事業者 コスモエコパワーです。御意見いただき、ありがとうございます。御指摘の点踏まえて事業の検討を進めてまいります。

○顧問 よろしく申し上げます。

○顧問 ありがとうございます。それでは、景観関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私は景観のところコメントしたいと思います。知事意見にもありますように、事業対象周辺にふるさと眺望点等、主要な眺望点が多くあります。これらの眺望点のフォトモンタージュなどの作成も御指摘いただいているのですが、やはり視点場が大事なので、どこから見るとこういう影響があるという、視点場と視対象の関係が明確に分かるように予測、評価を行っていただきたいと思います。以上となります。

○事業者 コスモエコパワーです。御意見ありがとうございます。御指摘の点踏まえて検討してまいります。

○顧問 ありがとうございます。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、方法書の356ページ、開いていただけますでしょうか。

こちらは植生調査の地点ですけれども、これを見ていただければ分かるように、範囲が広いということもございますけれども、非常に多数の調査地点を計画していただいております。まずお聞きしたいのは、この植生調査地点はどうしてこの地点に決められたかということについて、事業者さんから御説明いただけますか。

○事業者 東洋設計です。一応現地の方全て確認をさせていただいた上で、まずはアクセス路から見やすく、かつ、机上論ですが、植生が網羅できる地点ということで、まずは仮設定ということで設定させていただいています。今後、現地の方入るといふことと、あと、事業計画の方がさらに進んでいきますので、それを見据えた上で現地で調整したいと考えています。以上です。

○顧問 確認しておきたいのは、アクセス路に恐らく集中しているような点の配置になっているように見えるのですが、アクセス路から離れたところで調査が非常に困難であるというようなことはあるのでしょうか。

○事業者 ありがとうございます。そうですね、今のところ、安全にできる場所を優先的に選定はしているのですが、実際、植生を見た上で、安全も考慮をした上で調整したいなと思っておりまして。当然、危険な箇所はありますので、そういったところはさすがに無理をせずにできればなと思っております。

○顧問 もちろん、安全性は第一に考えていただきたいですが。本日、植物関係の先生はいらっしゃらないですか。

○経済産業省 事務局でございます。植物関係の先生は本日御欠席となります。

○顧問 植物関係の先生が毎回言われていることですが。風力アセスで植生調査を行うときに代表的な植生を事前にいろいろ植生図等から見ていただいて、そういった箇所を設定していただいているという事業が多いのですが、植物関係の先生が毎回おっしゃられることは、これは環境影響評価の調査であるということ。環境影響評価では、やはり改変区域、あるいは風車設置区域、そういったところを中心に見ていただきたいということです。この図面でいいますと、ちょうど風力発電機設置想定範囲、準備書段階では変わるかもしれませんが、ここはできるだけ重点的に見ていただきたい。特に、この範囲の中で例えば自然林等がある場合には、そこは外さずに調査をしていただきたいという点が1点。もう一つが、例えば、植物で重要種が出た場合に、場合によっては改変範囲に集中しているということで移植を行うことになると思うのですけれども、そういったケースは元の生育環境がどういった植生であったのか、あるいは移植先にどういった植生を考えておられるの

かが分かるようにという意味でも、そういった場所を調査していただくのが望ましいという点です。もちろん、現地の状況を見ていただいて調査をしていただく。これは基本なのですが、あくまでも環境影響評価に使う調査であるということで、改変とか移植、そういった影響とか保全措置の中身が分かるような形で調査データを取っていただいて、それを取りまとめていただきたいと考えております。是非その辺は調査に当たって十分御検討いただきたいというところですけども、その辺りよろしいでしょうか。

○事業者　　そうですね。今後の事業計画も見据えて、改変の可能性が高まってきたところについて、優先的に調査地点を調整していきたいと思えます。

○顧問　　調査地点数としてはかなり十分だと思いますので、うまく、いい影響予測に使えるようなデータとして取っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事業者　　承知しました。

○顧問　　ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、一通り御意見いただきまして、あとは事前にコメント等も頂戴していると思えますので、あと知事意見、それらに十分御対応いただいて、準備書の方に進めていただければと思います。よろしく願いいたします。事務局にお返しいたします。

○経済産業省　事務局でございます。本日も御議論いただきまして、ありがとうございます。項目追加といった大きな変更を伴うものはございませんが、様々留意点などについてコメントいただきました。植生、オジロワシ、また積み替え地点であったり、景観であれば眺望点の選定の方法であったり。事業者におかれては、それぞれしっかりと御検討いただきつつ、次の準備書の対応をいただければと思いますことと、事前の補足説明資料、また県知事意見の内容も踏まえるようよろしく願いいたします。また、累積の観点でも言及いただきましたが、複数の事業が非常に集中してあるということもございます。地元の方からも、複数あると他の事業と勘違いするような場合もあるかもしれませんので、その辺は他の事業者とも連携しつつ、地元の方にも分かりやすく説明・対応をするようお願いできれば幸いです。このようなまとめ方で準備書の方に進んでいただこうかと思えますが、いかがでしょうか。

○顧問　　はい、そういった取りまとめで結構です。

○経済産業省　ありがとうございます。では、これを持ちまして、1件目の審査につきましては終了させていただきます。事業者におかれましても、また顧問の先生方も、ありがとうございます。では、2件目の間に一度休憩を取らせていただきます。

(2) 東急不動産株式会社「(仮称)宮城気仙沼風力発電事業」

<準備書、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、宮城県知事意見、岩手県知事意見、環境大臣意見の概要説明>

○顧問 はい、よろしくお願いいたします。それでは、本日2件目、(仮称)宮城気仙沼風力発電事業、環境影響評価準備書の審査に入りたいと思います。準備書本体、補足説明資料、意見の概要と事業者の見解、知事意見は宮城県と岩手県で出ておりますね。それから環境大臣意見、どこからでも構いません。御質問、御意見等ございましたら挙手ボタンにてお知らせください。よろしくお願いいたします。大気質関係の先生、お願いいたします。

○顧問 私からは2点ほどお聞きします。まず簡単な方からで、補足説明資料のNo.11番、お願ひできますでしょうか。ここでお聞きしたのは、準備書の中で緑化面積と改変地域、数字を足したところ、0.6ha分がどういう用途か分からなかったので質問いたしました。回答としては、その部分は結局、余幅面積ということで、改変もせず樹木等もそのまま生えたままとなっているということなのですが、この余幅部分についてお聞きしたいのですが、この部分は改変しないということは、既存の植物とか植生はそのままであるけれども、場合によっては車両が通ることもある部分という理解でいいのでしょうか。

○事業者 東急不動産と申します。私から御回答させていただきます。こちらにつきましては、御認識のとおり、まずは木は切らずに、そのまま今ある樹木を残しておく。樹木が当然あるので、そこは車両等は通れないところになりますので、樹木があるまま、車両も通らずというところがございます。

○顧問 そうすると、そこは全く改変しない場所ということになるわけですね。

○事業者 そうですね。こちらは余白という意味で、改変も発生をしないところを、余白部分として一応含めているというような認識です。

○顧問 改変しないのであれば、改変区域の面積に入れなくてもいいのではないかと考えたのですが、そういう考え方でもないわけなのでしょう。

○事業者 準備書のときは、余白面積も念のため広めに、もし開発する可能性があれば影響が大きくなるということなので、そういった意味で広めに取っていたのですけれども、評価書のときは、実際の改変する面積ということで数値は出させていただければと考えております。

○顧問 では、評価書のときは、この余白面積という内訳はなくなるということではない

のでしょうかね。

○事業者 はい、そうですね。準備書のときは、影響ができるだけ大きい形で環境影響の予測、評価ができればと考えていたので、念のため余白面積というのも含めての数値で出させていただいたところでございます。

○顧問 できれば、評価書のときは、分かりにくい余白という面積は除いて、しっかり分かりやすく書いていただくようお願いしたいと思います。

○事業者 はい、承知いたしました。

○顧問 もう一点が市民の森との関係です。関連する私の意見としてはNo.4なのですが、ほかにも、住民の方からの意見の概要にも市民の森に対する意見がたくさん出ております。No.4のところでお聞きしたのは、8号機の設置を新たに追加したと理解していいのでしょうか。

○事業者 東急不動産と申します。こちらは私から御回答させていただきます。準備書の2章、ページ数でいきますと12ページ、2.2-10の辺りから方法書との比較という形で書類の方、準備書の中で御説明させていただいておりますが、当初、方法書のときには、お示ししていた範囲より外の方に発電機を設置して、もともとあった、設置予定であった場所については、岩塊流だとかを含めて設置ができない状態で行ったので、方法書のお示しした設置予定範囲外、外の方に設置をしているというところがございます。設置に当たりましては、我々としては補足説明資料でもお示ししましたとおり、エネルギー・環境教育等含めて拠点となるように使っていただければという思いもありまして、駐車場付近の方、選定させていただいたところがございます。

○顧問 事業者側の対応としては分かるのですが、住民からすると、方法書段階でもエリアに入っていないところに、しかも市民の森の駐車場の近くですか、駐車場の中ですか、そこに建てるとかなり影響が大きいということで意見がたくさん出ているのだと思います。これに関連して宮城県知事意見の方でも、小型の風車を組み合わせる計画について検討するように、という意見が出ているのですが、これに対する対応としてはどうされるのでしょうか。県知事意見の1の(1)ですね。

○事業者 東急不動産でございます。まず、冒頭の方で、市民の皆さんからも駐車場付近に入れるのはどうなのだろうということで、準備書時点で意見があったことは事業者としても把握をしております。こちら踏まえまして、この準備書の審査期間中に住民の皆様と独自で意見交換会という形で各種資料を出させていただいております。すみません、

補足説明資料の別添資料としてお示ししている中に、準備書の説明会時に使用した写真、8号機のイメージ図みたいなものを載せさせていただいておりました。これも、改めて意見交換会の中でお示しをした上で意見を募っているというところでございます。こちらについては、まだまだ意見等も、我々としてもきちんと御理解いただくような説明をしている最中でございますというところは、お示しの方、お伝えさせていただきます。そちらも踏まえまして、(1)番、風力発電機の選定及び配置の見直しという宮城県知事様からの意見についてお答えいたしますと、弊社としては、今、6MW級の風力発電機で評価の方をさせていただいておりますが、宮城県審査会の中でもお答えさせていただきましたが、4MW級等の、より小型の機種のことを検討するように、我々の方でも評価書に向けて検討しておるところでございます。我々としては以上となります。

○顧問 回答ありがとうございます。そうすると、機種を小型にすること、配置も含めて、今、検討中というわけですね。了解いたしました。仮に小型にする場合、風車の基数、数を、現状の準備書段階から増やすということはあり得るのですか。

○事業者 こちら、東急不動産から回答させていただきます。基数を増やすということに関しては想定しておりません。基数はそのまま、サイズダウンをしていくことを検討しております。

○顧問 分かりました。その辺、住民の方や市としっかり連絡・調整しながら進めていただくようによろしく申し上げます。私からは以上です。

○顧問 ありがとうございます。それでは、魚類関係の先生、お願いいたします。

○顧問 今の大気質関係の先生の御質問に関連してちょっとお伺いしたいのですけれども、大気質関係の先生の御質問の補足説明資料の4番で、地域共生のために8号機を駐車場の付近に設置されるということで、地域共生に配慮されているということは大変評価されると思うのですけれども、例えば、ブレードについての氷が飛んでしまうとか、さすがにブレードの破損とか、タワーの倒壊ということはまず余り考えなくてもいいのでしょうか、そういった心配がないのかということ。それから、大分前ですけれども、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令第3条に、「当該者が容易に接近するおそれがないように適切な措置を講じなければならない」ということが定められているのですけれども、この辺りとの関係はいかがでございましょうか。

○事業者 東急不動産でございます。まず1点目の御質問として、着雪等があったときにどのような対応をされるのかというところでございます。当該地である市民の森につい

ては、冬期期間中は通行止めとなっているのが現状でございますので、まずは我々としては適切にパトロールをしながら進めていくとともに、着雪等があった場合には、目視で点検をしながら、遠方に飛ばないようになどのオペレーションは考えているところでございます。技術基準に関連いたしましては、駐車場の付近には建てるものの、容易に足元に近づくこと。足元というのは、例えば、風車発電機の根元の、風力発電の中に入るハッチの部分とかには入れないように、きちんとフェンス等は行う予定ではあるというところでございます。

○顧問 分かりました。すみません、この辺の解釈については私もよく分かってないのですけれども、例えば、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説などでは、これは洋上なので陸上には当てはまらないとは思いますが、タワーの高さであるとかウェイクの範囲内には立入りを禁止するようなこと、なるべく立ち入らないというようなことが書かれているので、陸上の場合にもそういったことまで配慮しなくていいのかなというのがちょっと気になったのですけれども、その辺は特に問題はないのでしょうか。

○事業者 東急不動産でございます。御指摘いただいた点については、陸上風力の場合適用されていないのではないかと考えてはいるのですが、念のため、準備書の方でも再度確認した上で安全対策を講じることにしたいと考えておりますが、弊社と他市町村で行っております風力発電事業においては、羽根下付近を公園等に使用したりといったこととしておりますので、そういった事例もあった中で、同じようなことができればということで、今回、風力発電機の下をエネルギー・環境教育の拠点にできればと考えた次第である、ということは申し添えさせていただきます。以上です。

○顧問 分かりました。その辺、省令にも定められていることもございまして、御確認いただきながら進めていただいた方がよろしいのかなと考えます。以上です。

○顧問 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。お手が挙がっていないようですので、少し私から先に確認しておきたいと思います。またお手が挙がりましたら対応させていただきます。今、大気質関係の先生、あと魚類関係の先生からもコメントございましたが、この非常に重要になってくるポイントは市民の森ではないかなと思っております。まず事業者さんにお伺いしたいのですが、市民の森の管理者、利用者、地元の方、いろいろいらっしゃると思いますが、その辺りは十分合意形成は行われているのでしょうか。エネルギー・環境教育ということをお社が考えられるのは非常に良いことだとは思いますが、公園の利用に関して利用者との

調整は十分できているのかどうか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○事業者 東急不動産と申します。こちらについて御回答させていただきます。御指摘がありました点としましては、合意形成の方、状況どのようでしょうかというような御質問であったと認識しております。その中で、我々の方で市及び市民含めて、現在合意形成の途中であるという御回答をさせていただきます。準備書の説明会等も行いまして、その中でも住民の皆さんに御説明させていただきましたが、まだまだ御理解の方はその時点ではいただけていないというところも踏まえて、我々としては、先ほど申し上げました意見交換会、また自主的な説明会等踏まえて、様々な意見を含めていただいているところでございます。好意的な話であったり、いや、ここでどうなのだろうというところも含めて、いろいろ意見を頂戴しているという状況でございます。我々としては、環境大臣意見、経産大臣意見踏まえて、市民の皆さんの御懸念の声に応えられる計画となるように、今後とも計画の変更、先ほど申し上げたような風力発電機の小型化等含めて対応しながら、住民の皆様にも御理解を得ていきたいと考えております。我々としては、状況としては以上です。

○顧問 ありがとうございます。まだまだ途上だというようなコメントではないかと思えます。関連しますので、まず資料2-2-3、意見の概要と事業者の見解を開いていただけますでしょうか。この中には、1つではないです、様々に市民の森に対して影響を与えないでほしいという御意見を複数、複数といっても、2、3ではないですね、かなりいただいているのが分かると思います。11ページ、開いていただけますでしょうか。太字で書いてあるところが目立つので分かると思うのですが、その下、そこを少し拡大していただいて。意見の概要は、市民の森に風車を建てないでくださいというご意見だと思います。その中で、どういったインパクトが生じるかということについて御質問いただいているのではないかと思います。問題は、それに対する御回答でして、その次のページを少し進めていただけますか。風力発電機から発生する超低周波音については、御周知のとおり、人体に対する影響、聞こえ方、その辺は科学的知見がございますので、それに応じて粛々と御回答いただければと思いますけれども、騒音というのは、当然大きな騒音が立てば動物への影響はある。あるから、インパクトファクターとしていろいろ調査をしているわけですよね。ところが、この御回答だと、騒音については動物への影響がないというように読めるのですけれども、国内の事例がただないというだけで、騒音が動物に影響しないとは言いきれないのではないのでしょうか。なぜこのような御回答になっているのでしょうか。

○事業者 気象協会です。こちらの方、今、顧問がおっしゃられるとおり、国内の事例

については把握していないという意図で書かせていただいたのですが、騒音について動物への影響はないという認識ではございませんでした。回答の方、説明不足だったかなど、今改めて御指摘いただいて思いましたので、動物への影響というものも配慮しなければいけないというところを、改めて今認識いたしました。そういった部分も含めて、評価書に向けて改めて動物への影響というものを検討してまいりたいと思います。

○顧問　ちょっとここは勘違いしないでいただきたいのですが、動物に対してインパクトがあるかどうかをアセスメントの中で評価するのは、例えば、重要種の営巣場所があって、そこに騒音の影響が及ぶか・及ばないか、そういったことは動物の項目の中でしっかり影響予測していただいていると思いますけれども、恐らくこの住民の方が言われているのは、市民の森として利用して、いろいろな鳥の声、虫の声、そういったものが聞こえる、いわばサウンドスケープのようなところが自然との触れ合いの場として利用されていると。ここに、近傍に大きな風車ができて、swish音が常に出て、音環境が変わってしまったら、人と自然との触れ合いの場が大きく変わってしまうのではないかと御懸念が、複数の住民の方からあるのではないかとと思われるのですが、その辺りは事業者さんとしていかがお考えでしょうか。

○事業者　東急不動産と申します。いただいたとおり、市民の森は静音環境の中でそういった自然との触れ合いを楽しむ場であるという御主張の御意見、多数いただいているところは認識している次第です。その中で、現在、我々として考えておりますのは、宮城県から意見として出されておりますとおり、代替措置も踏まえた対応を考えている次第でございます。これは決して我々独自で思ったとしてもできないところでございますので、気仙沼市様とも、この市民の森の利用状況、また今後どうしていきたいかというところも踏まえて調整ごとだと感じておりますので、これも踏まえて評価書に向けて検討はしてまいりたいと考えている次第です。

○顧問　ありがとうございます。それから、補足説明資料の32ページを開いていただけますでしょうか。私が事前にお聞きしたのは、恐らくこれは公園内ですかね。展望場所があるということで、栗駒山や焼石岳、奥羽山系を望める。望めるのは方向が違うということですね。フォトモンタージュで山々が全く見えない斜面を、ベースラインの写真として挙げられていて、当然そこに風車を重ねれば何も見えません。何でこんな場所をフォトモンタージュの場所に選んでいるのか。準備書を拝見しただけでも少し疑問に思います。眺望点の眺望方向を意識されていれば、ここはフォトモンタージュの撮影地点、すなわち

眺望点として適切ではないと分かると思うのですが、なぜこういう地点に設定されたのでしょうか。一方で、その少し下、行っていただけますか。参考地点として市民の森の熊山で取っています。数値を見ていただければ分かりますけれども、最大視野角36度というのは普通出てこないような数値ですよ。ものすごく大きく見えるということです。そういったところが、きちんと眺望点としてではなくて、参考という取扱いになっていて、影響予測の中から外されているのですよね。これはなぜそのようになっているのでしょうか。そこのところもお聞きしたいと思います。

○事業者 気象協会でございます。市民の森につきましては、参考として挙げております熊山もあるのですが、芝生広場の方が眺望が望めるということを事前に把握しておりますので、そちらの方を掲載していることと、エリアを徳仙丈山と芝生広場の2つに分けて、より眺望を楽しむ場として用いられている徳仙丈山の方を、市民の森の貴重な眺望点として掲載した次第でございます。

○顧問 ただ、代表性ではなくて、環境影響予測ですのでインパクトをやはり見ていただきたいですね。インパクトが大きくなりそうな場所は、少し密になっても、そういう場所は幾つか取っていただくことが望ましいのではないのでしょうか。そういう意味で見ますと、次のページ、行っていただけますか、これは大気質関係の先生の御質問ですが、例えばヤマツツジのところですね。こういったところも眺望点、あるいは写真を撮ったりする場所で、市民の方には非常に重要な場所になるのではないかと思います。市民の方がどういったところを景観として利用しているかという点に立つと、代表的な眺望点があって、眺望方向が違うけれども、ここが代表だからそれでいいというのは、少し影響予測としては考え方が違うのではないかなと私は感じましたので、事前にこういったコメントを差し上げたところです。御回答は分かりましたので、そこはよいとして、環境大臣意見の方、開いていただけますでしょうか。環境大臣意見の一番後ろの方ですね。人と自然との触れ合いの場所ですね。同エリア内における騒音、風車の影及び景観について適切に予測、評価、と書かれています。今まで御指摘させていただきましたけれども、現状、市民の方とのコンセンサスが十分取れていない中で、現在の影響予測では私は不十分であると思います。市民の森に関しては騒音が発生してどういうことになるのか、あるいは風車の影が出て、非常に近くに圧迫感があるものができて、市民の森の利用の価値がどう変化するのか。普通、人と自然との触れ合いの分野というのはアクセス道路の関係を影響予測するのですが、このケースでは、この場の機能が大きく変化するということですので、そ

こをきちんと予測、評価、それから、デザインも含めてどうなるのかを示していただいた上で、きちんと地元の方にそれを説明して、それがコンセンサスを得られた上で準備書を出してくるというのが、本来の筋ではないかと考えています。今後、もし評価書を出されるのであれば、その観点をもっとクリアしていないと、かなり厳しいと私は見ております。ということで、もしこれからコンセンサスを進めていかれるのであれば、市民の森の影響予測については十分検討していただきたいと思っておりますが、その辺り事業者さんいかがでしょうか。

○事業者 東急不動産でございます。先生から御指摘いただいたとおり、市民の森がどのように変化するかをきちんと示した上で、住民の皆さんに御判断いただくというのが筋であるというところは重々理解しております。そのために、我々としては準備書の説明会後に意見交換会の中でフォトモンタージュを示し、また改変の状態等も示しながら意見を賜っているという状況でございます。今後、我々としても、計画を変更した際にも、意見交換会を含めてどういった状況になっていくか、そういったところも踏まえて住民の皆さんにはきちんと御説明をした上で、評価書等の御提出には進めたいと考えている次第でございます。事業者としては以上となります。

○顧問 お答えありがとうございます。エネルギー・環境計画を表明するのは非常に重要なことですが、それは事業者側の独りよがりにならないように、地元と十分合意形成を取って、地元の方が十分これであれば受け入れられるということを判断されて、事業の方は進められるようお願いしたいと思っております。

○事業者 はい。

○顧問 よろしく申し上げます。それでは、ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。ほかに動物、植物、景観、騒音等よろしいですかね。特にお手は挙がっておりませんか。では、お手が挙がっていないようですので、これにて本件の審査、終了したいと思います。細かい部分については事前に各項目についてコメントを頂戴していると思いますので、適宜対応していただければと思います。私の方も何点か出させていただいております。それから、市民の森に関しては、今回も御意見いただいていると思いますので、慎重に進めていただくようお願いいたします。では、お手が挙がっていないようですので、事務局の方にお返しいたします。

○経済産業省 事務局でございます。本日2件目につきましても審議いただきまして、ありがとうございます。様々コメントいただいている中で、改変区域の記載方法等、分か

りやすい内容にするようにというコメントなどもございました。また、先ほど、事業者におかれましては、自主的な説明を行うともお話しされていましたが、これから先、意見を踏まえて、風車の小型化など、事業の計画も変更される可能性があるということもございますので、今後の検討に当たりましては、自治体などの関係機関などとの調整を十分に行い、評価書に向けて手続きを進めていただくようお願いいたします。また、地域の共生、非常に重要なポイントでございます。地域住民などに対しても、丁寧な説明をしつつ進めていただくよう、事務局からも是非お願い申し上げます。ほか、補足説明資料はもちろん、県知事意見、そして住民の方からも様々な意見をいただいておりますので、それも踏まえつつ、次の評価書、分かりやすく作成していただくようお願い申し上げます。このような形で次の評価書に進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○顧問 はい、それで進めてください。よろしくお願いたします。

○経済産業省 では、事業者におかれましては、どうぞよろしくお願いたします。

○事業者 本日はありがとうございました。

○経済産業省 2件目の審査につきましても、これで終了いたします。次回は3月30日を予定しておりますので、次回の風力部会につきましても、どうぞよろしくお願いたします。